代理人選任届(委任状)記入における注意

1. 代理人選任届(委任状)は委任する本人が自筆にて全て記入し、押印してください。

代理人が記入するところはありません。

委任者本人が記入していない場合、又はその疑義がある場合は、委任状として認められません。

- ※委任状の偽造又は偽造した委任状の行使をした時は、刑法159条、 161条により罰せられます。
- 2. 印鑑は朱肉を使用すること。ゴム印・シャチハタは無効です。
- 3. 黒のボールペン又はサインペンにてご記入ください。
- 4. 委任状に不備がある場合は、交付をお断りすることがあります。

【代理人の方へ】

代理人選任届(委任状)をもって本人の代わりに証明書等を請求される際には、代理人の方の本人確認資料(運転免許証、パスポート、顔写真付住基カード等)が別途必要になりますのでご注意ください。そうでない場合は代理人選任届(委任状)は無効となります。